

- WTOのTBT協定では、加盟国が強制規格を策定する場合は、国際規格を基礎として用いることとされている。
- SPS協定では、加盟国が、衛生植物検疫措置をとる場合は、国際的な基準等に基づきこととされている。
- 食品表示については、コーデックス規格が国際規格と認識されており、各国の表示制度はこれに準拠。

WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」(TBT協定)

第2条

2. 2 加盟国は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらし、目的として又はこれらをもたらし結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保する。このため、強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない。(以下略)

2. 4 加盟国は、強制規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる。ただし、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、当該国際規格又はその関連部分が、追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合は、この限りでない。

「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS協定)

第3条

1. 加盟国は、(中略)国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる。

3. 加盟国は、(中略)適切な保護の水準を決定した場合には、関連する国際的な基準、指針又は勧告に基づき措置によって達成される水準よりも高い衛生植物検疫上の保護の水準をもたらし衛生植物検疫措置を導入し又は維持することができる。

包装食品の表示に関するコーデックス一般規格

- 4 包装食品の義務的表示
 - 4. 1 食品の名称
 - 4. 2 原材料一覧(アレルギー表示含む)
 - 4. 3 正味量及び固形量
 - 4. 4 事業者の名前及び住所
 - 4. 5 原産国
 - 4. 6 ロット識別
 - 4. 7 日付表示及び保存方法
 - 4. 8 使用上の注意

※ コーデックスとは:FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)によって、1962年に設立。消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保を目的。181の国+ECが参加(2009年2月現在)。

なお、コーデックス規格の用語の定義の項において、

「原材料」とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう。」とされており、食品添加物は原材料に含まれるものとされている。

出典: 第4回食品表示連絡会議(平成21年9月30日開催)資料3を一部改変
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_001/pdf/syokuhin40_5.pdf
農林水産省ホームページ WTO/SPS協定
<http://www.maiff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/attach/pdf/index-12.pdf>